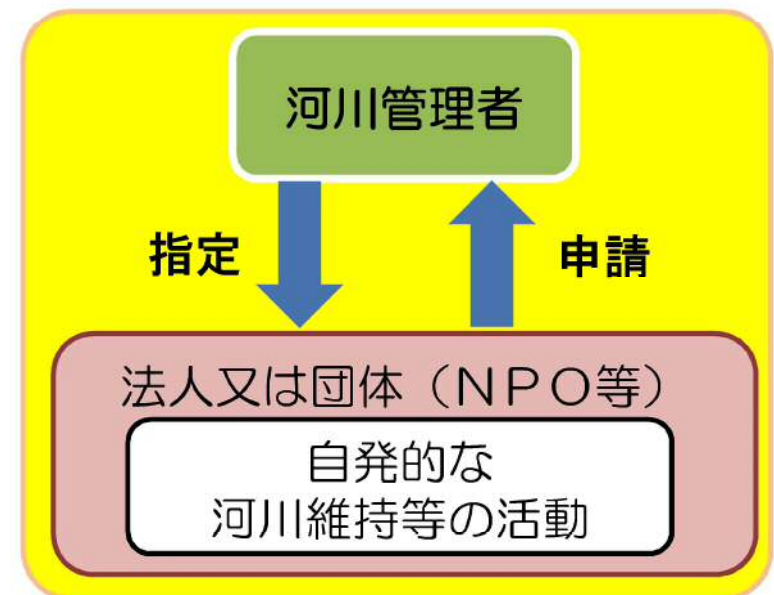


河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

■河川協力団体に指定されると、どう変わる？

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」を求める外、「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。



■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの？

◆許認可等の簡素化

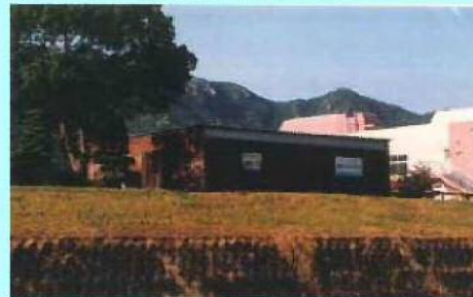
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認（法第20条）
- ・土地の占用の許可（法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の許可（法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

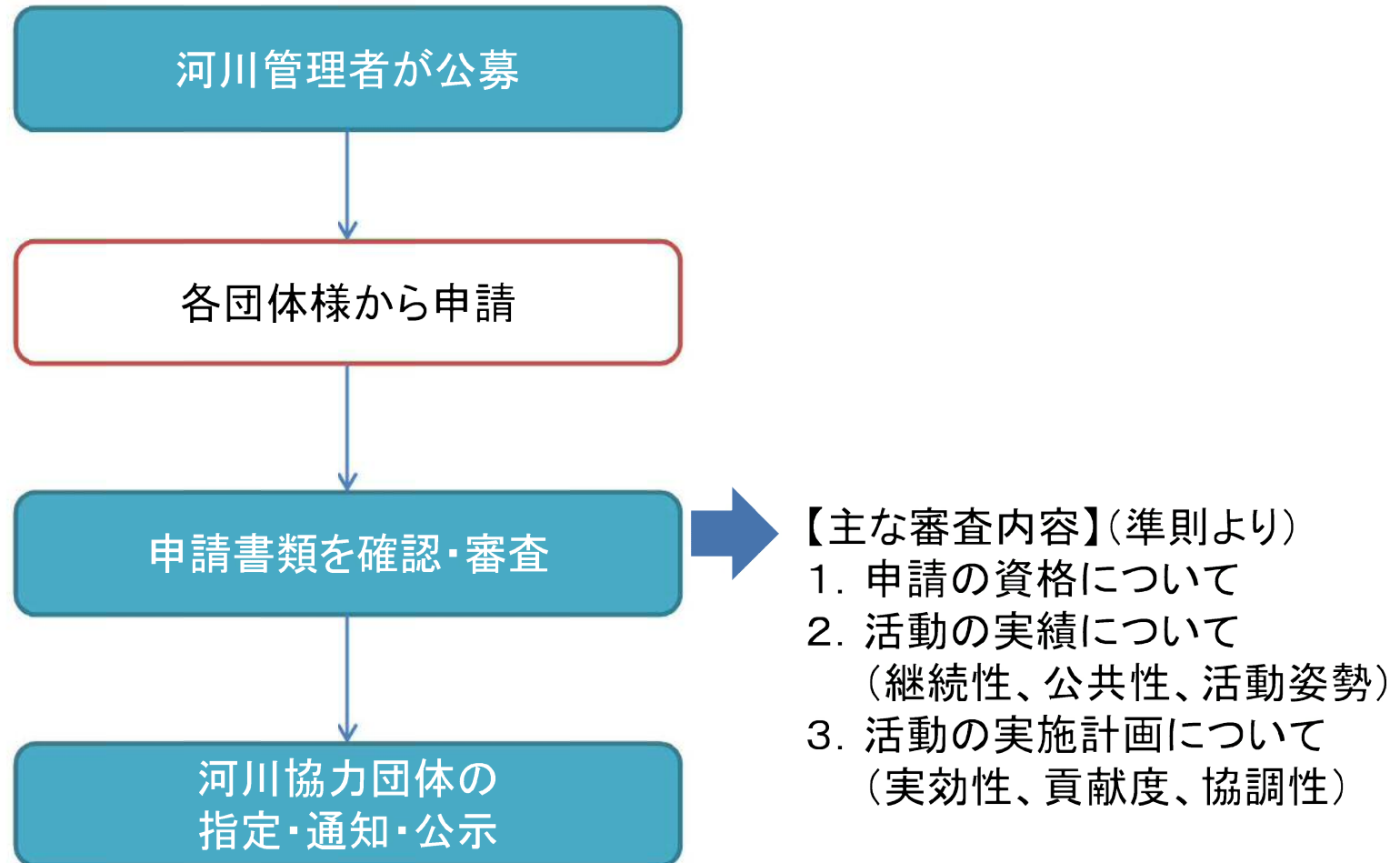


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

河川協力団体の指定について

■河川協力団体の指定までの主な流れ

国が直接管理する(直轄)区間では





川を守り
川を育て
川を使う



河川協力団体制度

川への「想い」をつなぐ

川をより身近に、守り育てる

川の安心、安全を守りたい河川管理者の想い

川を使った活動や、川の文化・歴史を広めたい河川利用者の想い

河川協力団体制度とは

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を『河川協力団体』として法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

河川協力団体制度の目的

河川管理者の目的

- 洪水等の災害防止
- 河川の適正利用
- 河川環境の整備と保全 など

河川協力団体の目的

- 河川空間を利用した活動
- 環境学習
- 環境美化 など

コミュニケーションにより
想いを共有

相乗効果

より良い河川空間の形成

河川協力団体 指定を 受けるには

河川管理者が河川協力団体を公募



活動団体が河川協力団体に申請
●河川 ●区間 ●活動内容 など



申請書類を確認・審査



【主な審査内容】 (指定準則より)

- ① 申請資格
- ② 活動実績(継続性、公共性、活動姿勢)
- ③ 活動の実施計画(実効性、貢献度、協調性)



河川協力団体の指定・通知・公示

自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO法人などの民間団体等が河川管理者に対して申請を行い、河川管理者は適正な審査を行ったうえで、河川協力団体として指定します。



河川協力団体の活動



河川協力団体の活動は4つあります。

河川協力団体は河川管理者のパートナーとして、河川の維持・管理に努めます。

1
河川協力団体の活動

河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持



河川の除草・集草



河川の清掃

河川や堤防の除草や清掃を行い、快適で使いやすい河川空間を維持します。

2
河川協力団体の活動

河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



干潟観察



水辺の安全利用講習会

河川や河川空間を使って、観察会や、安全に河川を利用するための講習会などを実施します。

3
河川協力団体の活動

河川の管理に関する調査研究



魚類調査



外来植物調査・駆除

水生生物の調査研究や、生態系を維持するために外来生物の駆除活動などを行い、河川的环境を維持します。

4
河川協力団体の活動

河川の管理に関する知識の普及及び啓発



災害教訓の伝承



河川・ダム管理状況説明

過去の水害などの伝承や、防災に関わる活動、またダムなど河川にある施設での説明会などを実施します。

河川協力団体は、河川管理者が特に必要があると認めるときは、河川法99条により、河川の管理に属する事項の委託を受けることができます。

河川協力団体として 活動するメリット



河川協力団体として活動することで、様々なメリットがあります。
実際に活動している河川協力団体からはこんな声が聞こえています。

1

社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受け、共に活動している団体であることが
認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2

団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、
誇りを持って活動するようになった。

3

占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、
河川管理者との協議をもって足りることになった。

4

河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、
活動連携に発展するようになった。

5

河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、
団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6

河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。

河川協力団体 活動の成果



● 地域の実情に応じたキメ細やかな対応

河川の維持・管理には、膨大な時間と労力が必要です。そんな現状の中、河川協力団体は自分達の活動のフィールドである河川空間を快適に利用するためにキメ細やかな対応力で、維持・管理に貢献しています。

重要種等の生育などに配慮した除草作業を実施する河川協力団体



【青森県】馬淵川 NPO法人 水辺の楽校まべち

● 河川管理の質の向上



【徳島県】桑野川 横見町をされいにする会

誰でも、いつでも気軽に近づける快適な河川空間は維持・管理が重要です。河川協力団体が実際の作業を行うにあたって、河川管理者と河川協力団体が協力して計画を作成するなど、両者が一体となって安心・安全な河川空間の維持・管理の質の向上につながっています。

河川協力団体による壁画制作・周知が、ゴミ不法投棄抑制につながり、河川管理の質が向上

河川管理者は、地域の実情に応じて、河川の維持・管理を進めています。

河川管理者のパートナーである河川協力団体の活動は、より地域の実情に則した活動であり、河川の維持・管理における充実につながっています。

● 市民と河川管理者をつなぐ河川協力団体



【熊本県】球磨川 次世代のためにがんばる会

河川協力団体は市民と河川管理者、双方の立場を理解し、活動しています。市民と河川管理者の間に立つことで、お互いの視点や想いを融合することが出来ます。その結果、河川の利活用や維持・管理につながります。

河川協力団体が運営する啓発ポスターコンクール。市民と河川管理者との想いが重なる。

● 地域づくり、環境の保全・再生への貢献

河川協力団体は、河川の環境調査や子ども達に向けた環境教育、水辺の安全利用講習会などを実施しています。その活動を通じて、自然環境への関心を高めたり、環境の保全・再生につながっています。また地域づくりや、地域づくりを担う人材の育成などにもつながっています。

河川協力団体によるアマモ場再生への取り組み。作業に地域の子とも達も参加することで、自分達が住む地域への関心や、自然環境に対する意識の向上につながっている。



【鳥取県・島根県】中海 NPO法人 未来守りネットワーク

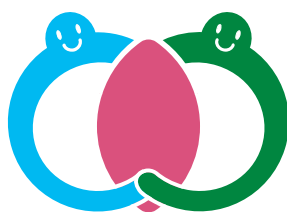
「協働」が
河川の
「未来」を
つくる

応援してください河川協力団体の活動

河川管理者と河川協力団体の協働によって、川と川の周辺で様々な成果が生まれています。川の環境を保全し、快適な空間を提供することで地域の活性化や川の利用につながっています。

河川協力団体
ロゴマーク

私たちは川
の守り人
河川協力団体



国土交通省

■制作意図

河川協力団体と河川管理者が、川を守り育てるために、お互いに手を取り合い、助け合いながら河川の維持・管理に取り組んでいく想いを表現しました。



河川協力団体は現在、全国で248団体(平成29年3月31日現在)が登録されています。各地の河川および河川の周辺で河川清掃や生物調査など様々な活動を展開しています。各河川協力団体の詳しい活動状況などは下記ホームページをご覧ください。

河川協力団体ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html>

河川協力団体

検索

◎制度に関するご質問やお問い合わせは下記までご連絡ください。◎

○北海道開発局:札幌市北区北8条西2 TEL:011-709-2311(代表)

【北海道】

○東北地方整備局:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-225-2171(代表)

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

○関東地方整備局:埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL:048-601-3151

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県(利根川水系・富士川水系)、静岡県(富士川水系)】

○北陸地方整備局:新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL:025-280-8880

【山形県(荒川水系)、福島県(阿賀野川水系)、新潟県、富山県、石川県、長野県(信濃川水系・関川水系・姫川水系)、岐阜県(神通川水系・庄川水系)】

○中部地方整備局:愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL:052-953-8146(河川部)

【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県(天竜川水系・矢作川水系・木曽川水系)】

○近畿地方整備局:大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 TEL:06-6942-1141(代表)

【福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県(九頭竜川水系)、三重県(淀川水系・新宮川水系)】

○中国地方整備局:広島県広島市中区上八丁堀6-30 TEL:082-221-9231

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】

○四国地方整備局:香川県高松市サンポート3-33 TEL:087-851-8061(代表)

【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

○九州地方整備局:福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL:092-471-6331(代表)

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

国土交通省

私たちは川
の守り人
河川協力団体